

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第14号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前						
別表第30 医療職給料表(三) 昇格時号給対応表 (第22条関係)							別表第30 医療職給料表(三) 昇格時号給対応表 (第22条関係)						
昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給						昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級		2級	3級	4級	5級	6級	7級
略							略						
94	<u>73</u>	略					94	<u>74</u>	略				
95	<u>74</u>	略					95	<u>75</u>	略				
96	<u>74</u>	略					96	<u>76</u>	略				
97	<u>75</u>	略					97	<u>77</u>	略				
98	<u>75</u>	略					98	<u>77</u>	略				
99	<u>76</u>	略					99	<u>78</u>	略				
100	<u>76</u>	略					100	<u>78</u>	略				
101	<u>77</u>	略					101	<u>79</u>	略				
102	<u>78</u>	略					102	<u>79</u>	略				
103	<u>79</u>	略					103	<u>80</u>	略				
略							略						
108	<u>81</u>	略					108	<u>82</u>	略				
略							略						
111	<u>82</u>	略					111	<u>83</u>	略				
112	<u>82</u>	略					112	<u>83</u>	略				
略							略						
114	<u>83</u>	略					114	<u>84</u>	略				
115	<u>83</u>	略					115	<u>84</u>	略				
116	<u>83</u>	略					116	<u>84</u>	略				

117	<u>84</u>	
118	<u>84</u>	
119	<u>84</u>	
120	<u>84</u>	
121	<u>85</u>	
122	<u>85</u>	
123	<u>85</u>	
略		
125	<u>86</u>	略
126	<u>86</u>	
略		
129	<u>87</u>	略
略		

備考 略

117	<u>85</u>	
118	<u>85</u>	
119	<u>85</u>	
120	<u>85</u>	
121	<u>86</u>	
122	<u>86</u>	
123	<u>86</u>	
略		
125	<u>87</u>	略
126	<u>87</u>	
略		
129	<u>88</u>	略
略		

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

附 則

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成23年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。